平成 17 年 4 月 15 日制定
栃木県土地家屋調査士会
安佐支部・公嘱協会安佐支所

# 官民境界確認業務に関する協議機関設置に関する要綱

## 第 1 条　目　的

境界特定の専門家である土地家屋調査士として、関係官公署（以下役所という）の用地取得や官民境界確認申請の事務に関し、その境界確定に参加し円滑な行政執行運営に寄与する為、本要綱を制定する。

## 第 2 条　協議機関の設置

支所管内の役所の用地取得や官民境界境界確認事務に際し、境界協定を締結するにあたり、困難な事案や慎重な判断を要する場合に役所の要請に応じて境界特定の専門家により構成する協議機関を設置する。

## 第 3 条　協議機関の名称

役所に一任

## 第 4 条　協議機関の権能

協議機関の事務は、境界（筆界）の特定を指示するものではなく、専門家として判断した境界に関する意見を示し、役所の判断を補助するものである。

## 第 5 条　構成員

構成員は 5 名程度とし、支部会員の中から選任する。但し、極めて難解な事案の場合、調査士会又は協会の各本部に要請し経験豊富な会員に参加を求めることもできる。

## 第 5 条　調査と意見の提出

協議機関に付議された事項については以下によって調査の上意見を提出する

調査は公平であること
調査にあたっては裁判所調停員に準ずること
必要に応じて次のことを行える
　資料調査　提出された資料の調査　(不足の資料ある場合の追加要求)
　　独自の資料調査
現地の調査
申請人又は代理人等の意見の聴取

## 第 6 条　守秘義務

業務上知り得た事項は他に洩らしてはならない

## 第 7 条　報　酬　　(決定保留・・・<u>早急に臨時総会を開催し以下について決定する</u>)

当分の間　　（調査士会）と　（公嘱協会）　支部・支所が日当を支給
日当についての扱いについて　□3 時間未満　　千円　　□3 時間以上　　千円　　□完全なボランティア
　　□時間給

<<公嘱協会が有償受託となった場合本条は消滅>>

付記
この規定は暫定的なもので、更に改良工夫をする予定です。